

文京区公契約条例の手引

(令和7年度用)

令和7年1月

(令和7年3月改定)

文 京 区

目 次

1	条例制定の経緯	1
2	用語の定義	2
3	条例の概要	3
4	適用範囲	6
5	適用される労働者等の範囲	7
6	労働報酬下限額	8
7	労働者等に支払う報酬	9
8	労働報酬に係る受注者の連帯責任	10
9	報告書の作成及び提出	11
10	労働者等への周知	12
11	労働者等からの申出	13
12	報告及び立入調査	13
13	是正措置	13
14	公契約の解除等	14
15	損害賠償・違約金	14
16	公表	14
	〈資料〉	15
	資料 1 条例の適用範囲に該当する案件に係る手続の流れ	15
	資料 2 労働者等の労働条件に関する事項の報告書（工事又は製造の請負契約）	17
	資料 3 労働者等の労働条件に関する事項の報告書（業務委託契約等・指定管理協定）	19
	資料 4 労働者向け周知様式（工事又は製造の請負契約）	21
	資料 5 労働者向け周知様式（業務委託契約等・指定管理協定）	23
	資料 6 労働報酬に係る申出書	24
	資料 7 報告要求書	25
	資料 8 労働報酬に係る申出に対する報告書	26
	資料 9 立入調査通知書	27
	資料 10 是正措置を求める通知書	28
	資料 11 是正措置報告書	29
	資料 12 文京区公契約条例適用特約条項（工事又は製造の請負契約）	30
	資料 13 文京区公契約条例適用特約条項（業務委託契約等）	32
	資料 14 文京区公契約条例適用特約条項（指定管理協定）	34
	資料 15 文京区公契約条例	36
	資料 16 文京区公契約条例施行規則	42

1 条例制定の経緯

これまで区では、多様な入札及び契約方式の活用、社会保険労務士による労働条件モニタリング等の実施により公契約に係る労働者の労働環境の整備に配慮するとともに、公契約における適正な履行と良好な品質の確保を図ることに努めてきました。

一方で、近年、少子高齢化の進行等による働き方改革の推進に向けた取組が求められる中、必要な人材が集まりにくくなっているなど公契約を取り巻く状況に変化が生じてきています。

このような状況において、公契約の適正な履行及び品質の確保に向けた取組を更に充実させるため、文京区公契約条例（以下「条例」という。）を制定しました。

なお、条例は、令和6年6月文京区議会定例議会において可決（令和6年6月27日公布）され、令和7年4月1日から全面的に施行されます。

2 用語の定義

この手引における用語の定義は、以下のとおりです。

用語	定義
公契約	(1) 区が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約 (2) 区と指定管理者が締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）
受注者	区と公契約を締結する者
受注関係者	(1) 区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者 (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づき、受注者又は(1)に掲げる者へ公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者
労働者等	(1) 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。） (2) 受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの
労働報酬	公契約に係る業務についての労働の報酬であって、次に掲げるものをいう。 (1) 上記労働者等の(1)に該当する者がその雇用する受注者又は受注関係者から得る賃金 (2) 上記労働者等の(2)に該当する者が同(2)の契約等により得る収入

3 条例の概要

条例の主な内容は、以下のとおりです。

条項	主な内容
目的 (第1条)	区における公契約に関し、基本方針を定め、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、公契約の締結において必要な事項を定めることにより、公契約に係る入札、契約等の適正化及び労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行並びに公共工事及び公共サービスの品質の確保を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
定義 (第2条)	「2 用語の定義」参照
基本方針 (第3条)	区における公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。 (1) 公契約において適正な履行及び良好な品質を確保すること。 (2) 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。 (3) 談合その他の不正行為を排除すること。 (4) 労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に配慮すること。 (5) 区の区域内の事業者の受注機会の確保を図り、地域経済の活性化に資するよう努めること。
区の責務 (第4条)	区は、公契約の適正化を図りつつ、持続可能な地域経済の実現に資するよう努め、前条の基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
受注者の責務 (第5条)	1 受注者は、公契約を締結した者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。 2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。
適用範囲 (第6条)	次条から第12条までの規定は、公契約のうち次に掲げる者について適用する（公契約の受注者が国、地方公共団体その他区長が認める者である場合については、適用しない。）。 (1) 工事又は製造の請負契約で、その予定価格が1億円以上のもの (2) 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、その予定価格が1,000万円以上のものであって、規則で定めるもの (3) 指定管理協定

労働者等の労働報酬 (第7条)	1 区は、公契約において、その受注者及び受注関係者が労働者等に対し、労働報酬下限額以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを約定するものとする。 2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。 3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の額を時間についての金額に換算する方法は、規則で定める。
労働報酬下限額の決定等 (第8条)	1 労働報酬下限額は、次の事項その他の事情を勘案して定めるものとする。 (1) 農林水産省及び国土交通省が定める公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価 (2) 最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金その他公的機関が定める基準 2 労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、文京区公契約審議会の意見を聴かななければならない。 3 労働報酬下限額を定めたときは、告示する。
公契約において約定する事項 (第9条)	区は、公契約の締結に当たり、労働報酬下限額以上の額の労働報酬を支払わなければならないことのほか、別表に定める事項を約定するものとする。 (別表に定める事項) ① 労働関係法令の遵守 ② 労働者等との契約条件 ③ 労働報酬に係る受注者の連帯責任 ④ 労働条件等の区への報告 ⑤ 労働者等に対する周知 ⑥ 不利益な取扱いの禁止 ⑦ 報告の求め及び立入調査への対応 ⑧ 約定事項の違反の是正の求め ⑨ 約定事項の違反の是正等及び報告 ⑩ 公契約の解除等 ⑪ 損害賠償 ⑫ 公契約の解除等に係る違約金 ⑬ 受注者と受注関係者との契約
労働者等の申出 (第10条)	労働者等は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき労働報酬が支払われないとき又は支払われた労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、区、受注者又は受注関係者に対し、その事実を申し出ることができる。

報告及び立入調査 (第 11 条)	1 区長は、区に対し前条の規定による申出があったとき又は第 7 条第 1 項及び第 9 条の規定により約定した事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者若しくは受注関係者に対し必要な報告を求め、又は区職員をして当該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等に係る労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 立入等を行う区職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 立入等を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
公表 (第 12 条)	1 区は、受注者又は受注関係者が別表 10 に定める事由による公契約の解除等をしたときは、その旨を公表することができる。 2 公表しようとするときは、あらかじめ、受注者又受注関係者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。
文京区公契約審議会の設置 (第 13 条)	1 区長の附属機関として、文京区公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額等について調査審議し、答申する。 3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員をもって組織する。 (1) 事業者団体関係者 2 人以内 (2) 労働者団体関係者 2 人以内 (3) 学識経験者 2 人以内 4 審議会の委員の任期は、2 年とする。 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 適用範囲

労働報酬下限額や条例に基づき約定する事項（以下「約定事項」という。）が適用される公契約は、原則として、次のとおりです。

なお、契約書（指定管理協定の場合は、基本協定書）には、文京区公契約条例適用特約条項（資料 12～14 参照）を綴ることになります。

- (1) 工事又は製造の請負契約で、その予定価格が 1 億円以上のもの
- (2) 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、その予定価格が 1,000 万円以上の次に掲げるもの（以下「業務委託契約等」という。）
 - ア 清掃業務に係る契約
 - イ 警備業務（機械警備業務を除く。）に係る契約
 - ウ 庁舎その他の施設の総合的な管理業務に係る契約
 - エ 庁舎その他の施設の設備又は機器の運転、管理又は保守点検の業務に係る契約
 - オ 庁舎その他の施設における電話交換、受付及び案内の業務に係る契約
 - カ 給食調理業務に係る契約
 - キ 育成室又は放課後全児童向け事業の運営業務に係る契約
- (3) 指定管理協定

【留意事項】

- ・ 予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額です（単価契約の場合については、単価に予定数量を乗じて得た額に消費税等を加えた額で判断します。）。
- ・ 対象となる案件については、あらかじめ当該案件が条例の適用範囲に該当する旨を入札公告、指名通知書、プロポーザル募集要項等に記載し、事業者へ通知しますので、事業者は、条例に基づく約定事項が適用される案件であることを承知した上で、入札等に参加することになります。
- ・ 契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）にかかわらず、適用になります。
- ・ 受注者は、公契約に係る業務の一部を下請、再委託等により受注関係者と契約を締結する場合は、受注関係者においても、約定事項について遵守することとなるよう約定する必要があります。

5 適用される労働者等の範囲

区が定める労働報酬下限額以上の支払が適用される労働者等の範囲は、次のとおりです。

- | |
|---|
| ・ 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者
(正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等) |
| ・ 受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの
(いわゆる一人親方) |

次に掲げる者は、労働報酬下限額が適用されません。

- | |
|---|
| ・ 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人 |
| ・ ボランティア、会社役員等の労働基準法第9条に規定する労働者ではない者 |
| ・ 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限ります。） |
| ・ 公契約に係る業務に直接従事しない者
(本社等で間接的に従事する事務員、材料の製造に従事する者等) |
| ・ 公契約に係る業務に従事した時間が極めて短い者
(従事した時間が1か月当たり30分未満の者) |
| ・ 工事又は製造の請負契約の場合における現場技術者
(現場代理人、監理技術者、主任技術者等) |

6 労働報酬下限額

労働報酬下限額とは、公契約のうち、4の適用範囲に該当する場合において、受注者及び受注関係者が業務に従事する労働者等に対して支払わなければならない1時間当たりの報酬の下限額のことで、審議会の意見を聴いた上で区長が定め、告示します。

労働報酬下限額は、公契約を締結した年度の労働報酬下限額を適用します。このため、複数年度契約については、翌年度以降の労働報酬下限額が改定された場合でも、その適用を受けず、履行終了まで当初の労働報酬下限額を適用しますが、可能な限り改定後の労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われるようご対応をお願いします。

なお、指定管理協定に係る労働報酬下限額については、各年度の労働報酬下限額を適用します。

(1) 労働報酬下限額の勘案基準

公契約の種類	労働者の区分	勘案基準
工事又は製造の請負契約	熟練労働者、一人親方	公共工事設計労務単価（※1）
	熟練労働者、一人親方以外の労働者（※2）	
業務委託契約等	業務に従事する労働者	最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金その他公的機関が定める基準
指定管理協定		

※1 公共工事設計労務単価とは、農林水産省及び国土交通省が定める公共工事の工事費の積算に用いるためのもので、所定労働時間内8時間当たりの単価です。

※2 熟練労働者、一人親方以外の労働者とは、次に掲げる者をいいます。

- ・労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者
- ・年金等の受給のために賃金を調整している労働者

(2) 労働報酬下限額

区ホームページ又は「労働者向け周知様式」（資料4、5）をご確認ください。

7 労働者等に支払う報酬

受注者又は受注関係者が労働者等に支払う報酬の総額のうち、次に掲げる手当等の合計額を1時間当たりの報酬に換算した額が、労働報酬下限額以上となっている必要があります。

なお、複数月分がまとめて支払われる手当については、対応する月数で除して得た額を1か月当たりに換算した上で、算定してください。

(1) 工事又は製造の請負契約の場合

ア 労働報酬の算定方法

公共工事設計労務単価に含まれる手当等の合計額を1時間当たりの労働報酬に換算した額になります。

イ 算定の対象

労働者等の区分	対象となるもの(※1)	対象から除くもの
労働基準法第9条に規定する労働者であって熟練労働者	- 基本給相当額 (基本給(定額給)、出来高給) - 基準内手当 (家族手当(扶養手当)、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、有給休暇手当、精勤手当等)	- 時間外割増賃金 (時間外、休日、深夜) - 特殊な労働に対する手当 (突貫手当等) - 休業手当 (仕事がないために労働者を休業させた場合に支給される手当。ただし、悪天候等の不可抗力による休業に対する手当は基準内手当となります。)
熟練労働者以外の労働者	- 実物給与(※2) (通勤用定期、食事の支給) - 臨時の給与 (賞与(期末手当、勤勉手当)、その他臨時の賃金等)	本来は経費に当たる手当 (工具手当、車両手当、遠隔旅費手当、運転手当(送迎車運転手当)、赴任等手当、研修手当、携帯電話手当等)
いわゆる一人親方	- 受注者又は受注関係者との請負契約における請負代金(消費税及び地方消費税相当額を除く。) - 請負代金とその業務に係る作業の出来高に応じて支払われる場合は、その額	調達した資材や持ち込んだ機械等に係る経費

※1 公共工事設計労務単価を構成する手当等に準じていますので、詳細については、国土交通省のホームページに掲載されている「公共事業労務費調査の手引き」を参考としてください。

※2 実物給与は、就業規則等で支払規定があるものに限られます。

(2) 業務委託契約等及び指定管理協定の場合

ア 労働報酬の算定方法

最低賃金法に基づく最低賃金の対象となる基本給相当額と諸手当の合計額を1時間当たりの労働報酬に換算した額になります。

イ 算定の対象

次のうち、当該公契約に係る業務に従事した部分

・ 基本給相当額 （基本給（定額給））
・ 諸手当 （職務手当、現場手当、技能手当等）

《算定の対象から除くもの》

・ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
・ 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
・ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
・ 所定労働日以外の日での労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
・ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
・ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

※ 上記については、最低賃金法に基づく最低賃金の対象となる賃金に準じていますので、厚生労働省のホームページを参考としてください。

8 労働報酬に係る受注者の連帯責任

受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、受注関係者と連帯して、労働者等に対し、労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額との差額に相当する金額を支払う義務が生じます。

9 報告書の作成及び提出

受注者は、「労働者等の労働条件に関する事項の報告書」（以下「報告書」という。）を作成し、決められた期日までに区に提出してください。

報告書の様式は、区ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。

(1) 報告書の記載例

公契約の種類	参照
工事又は製造の請負契約	資料 2（17 頁）
業務委託契約等、指定管理協定	資料 3（19 頁）

(2) 提出時期

ア 単年度契約（履行期間が4月1日から翌年3月31日までのもの）

1 回目	履行開始後、労働報酬を最初に支払った月の翌月 10 日まで
2 回目	履行期間満了のおおむね 1 か月前まで

イ 複数年度契約（履行期間が複数の年度に継続するもの）及び指定管理協定

1 回目	履行開始後、労働報酬を最初に支払った月の翌月 10 日まで
2 回目以降	毎年度終了後、4 月末日まで
最終回	履行期間満了のおおむね 1 か月前まで

(3) 提出方法

原則として、報告書を PDF 形式にして電子メールで提出してください。また、メールの件名は、契約の件名と同じにしてください。

なお、指定管理協定の場合は、各施設の所管課にご提出ください。

《宛先》

b-jyourei.koukeiyaku●city.bunkyo.lg.jp （●を@に置き換えてください。）

【留意事項】

- ・報告書の提出義務は、受注者のみにあります（受注関係者からの提出は不要です。）。
- ・契約期間中に報告書の内容に変更があった場合は、上記(2)にかかわらず変更後の報告書を速やかに提出してください。
- ・報告書の設問は、公契約に係る業務に従事する労働者について回答してください。

10 労働者等への周知

受注者は、労働者等に次の事項について作業所等の見やすい場所に掲示する、又は労働者等に書面で交付してください。

《労働者等に周知する事項》

① 労働報酬下限額
② 労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲
③ 労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項
④ 支払われた報酬が労働報酬下限額を下回る等の場合、労働者等は、申出をすることができること及び申出をするときの連絡先
⑤ 労働者等は、申出をしたことを理由に、解雇、請負契約又は委託契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。

※ 上記の事項については、「労働者向け周知様式」（資料4、5）を活用して作業所等の見やすい場所に掲示し、又はチラシ等を作成して労働者等に交付してください。

※ 「労働者向け周知様式」及び労働報酬下限額については、区ホームページに掲載しています。

11 労働者等からの申出

労働者等は、支払われるべき日において、支払われるべき労働報酬が支払われていないとき又は支払われた労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、区、受注者又は受注関係者に対し、その事実を申し出ることができます。

(1) 労働者等ができること

- ・公契約に係る業務に従事した時間や労働報酬の内訳等を把握・管理して労働報酬下限額を下回っていないかを確認し、支払われた労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る等の場合は、区、受注者又は受注関係者に申し出ることができます。（「労働報酬に係る申出書」（資料6参照））

(2) 受注者及び受注関係者が行うべきこと

- ・労働者等から問合せや申出があった場合、誠実に対応し、労働報酬下限額を下回っていたことが判明したときは、速やかに不足分の支払を行ってください（「労働報酬に係る申出に対する報告書」（資料8）の提出を求める場合があります。）。
- ・労働者等が申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはなりません。

12 報告及び立入調査

労働者等から区に申出があったとき又は約定事項の遵守の状況を確認するため必要があるときは、区は、受注者若しくは受注関係者に対し必要な報告を求め、又は事業所等へ立ち入り、労働者等に係る労働条件が分かる書類その他の物件の調査、関係者への質問を行います（立入調査をする区職員は、身分証明書を携帯し、これを提示します。）。

13 是正措置

区は、上記12の立入調査等の結果、受注者又は受注関係者が違反していると認めるときは、受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求めることができます。

命令を受けたときは、速やかに当該違反を是正する措置その他必要な措置を講じ、その結果を「是正措置報告書」（資料11）に記載して提出してください。

14 公契約の解除等

区は、受注者又は受注関係者が次のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除等を行うことができます。

なお、公契約の解除等によって、受注者又は受注関係者に損害が発生しても、区は、その責任を負いません。

- | |
|-------------------------------|
| ・ 報告の求めに応じなかったとき又は虚偽の報告をしたとき。 |
| ・ 調査を拒否したとき又は調査に非協力的であったとき。 |
| ・ 是正措置の求めに応じないとき。 |
| ・ 是正報告がされないとき又は是正報告が虚偽であったとき。 |

15 損害賠償・違約金

受注者は、区が公契約の解除等をした場合において、当該公契約の解除等により区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければなりません。

また、区は、公契約の解除等をしたときは、違約金の支払を求めることができます。

16 公表

区は、公契約の解除等をしたとき（当該公契約に係る契約期間の終了後又は指定管理協定により指定管理者に管理を行わせる期間の満了後に約定事項の違反が判明した場合を含む。）は、以下の事項を区ホームページで公表します。

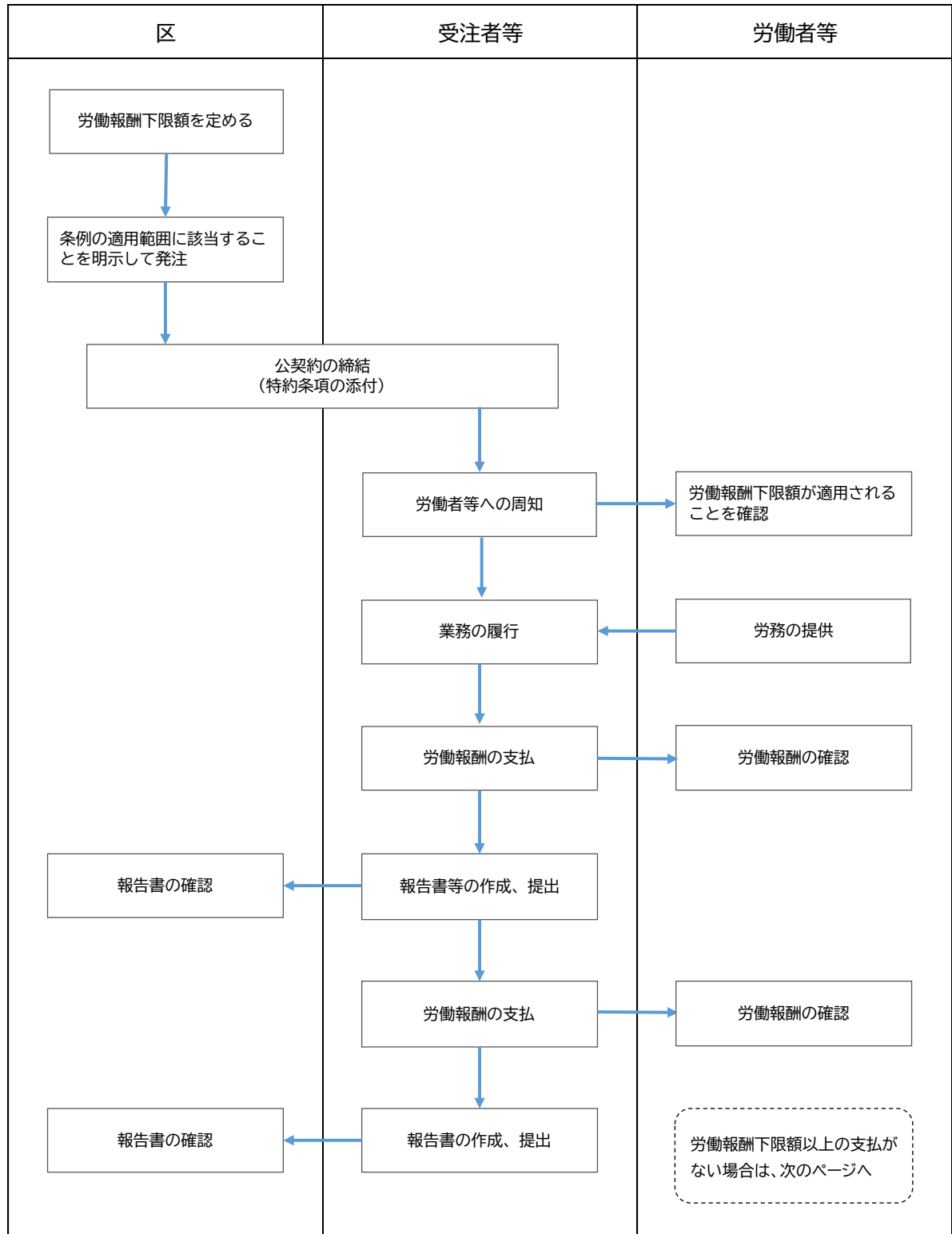
《公表する事項》

- ア 公契約の件名及び締結の日（指定管理協定の場合は、当該指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定の日）
- イ 受注者又は受注関係者の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- ウ 公契約の解除等をした日（指定管理協定の場合は、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた日）及びその理由
- エ 公契約に係る契約期間の終了後又は指定管理協定により指定管理者に管理を行わせる期間の満了後に約定事項の違反が判明した場合は、当該違反の内容
- オ アからエまでに掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事項

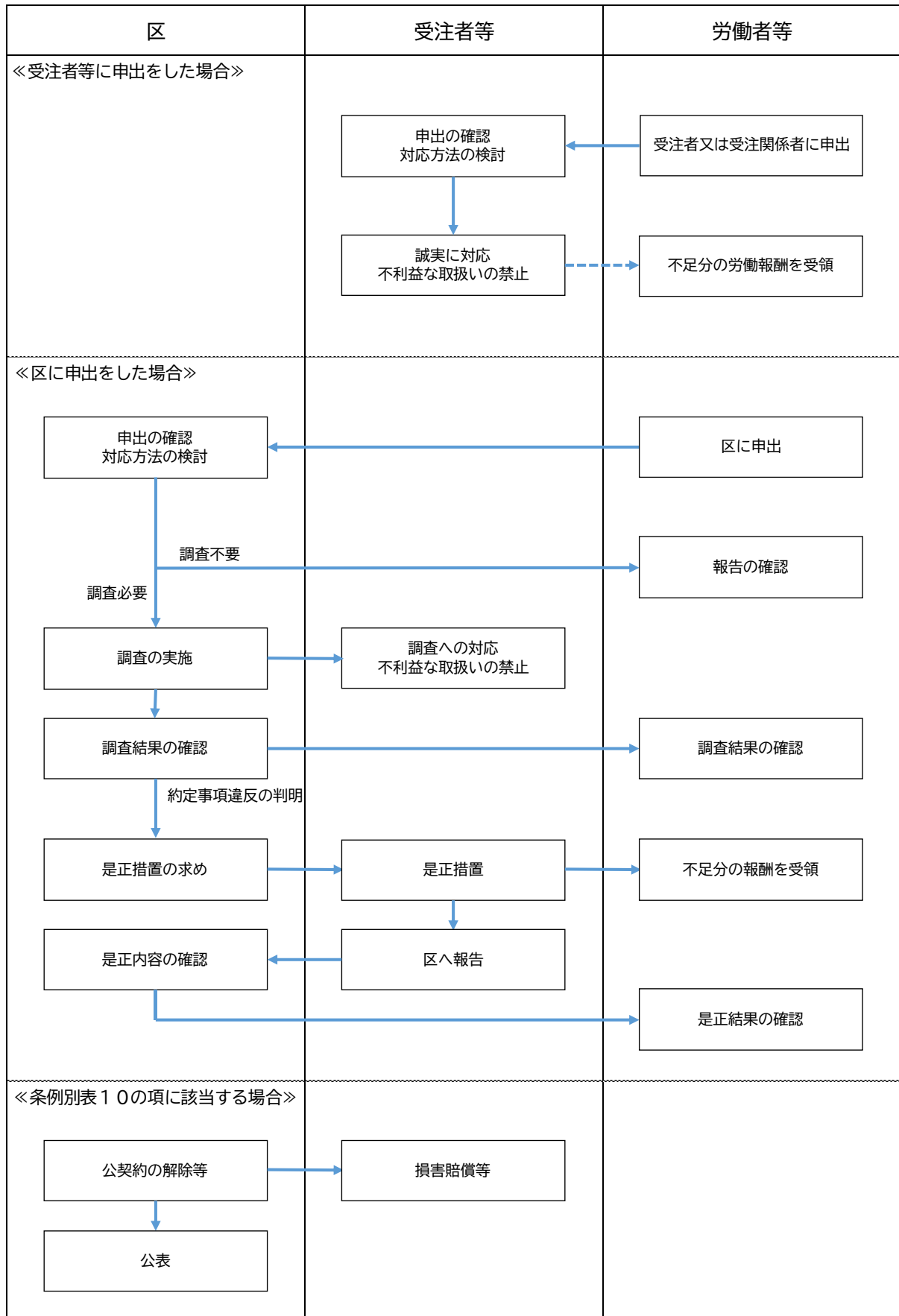
〈資料〉

資料1 条例の適用範囲に該当する案件に係る手続の流れ

■ 公契約の締結時等



■ 労働者等の申出があった場合



資料2 労働者等の労働条件に関する事項の報告書（工事又は製造の請負契約）

労働者等の労働条件に関する事項の報告書
（工事又は製造の請負契約）

記入例

文京区長 様

契約書と一致させてください。

令和〇年〇月〇日

■ 提出者（受注者）

契 約 件 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇改修工事		
所 在 地	東京都文京区春日〇丁目〇番〇号		
名 称	株式会社 〇〇〇〇〇〇〇		
代表者の職・氏名	代表取締役 〇〇 〇〇	契約番号	〇契約第〇〇〇〇〇号
連絡先電話番号	03 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	担 当 者	〇〇 〇〇

代表者印は不要です。

■ 労働条件に関する事項

項目	No.	確認事項	回答
労働者等に係る雇用契約の締結の状況	1	就業規則を適正に作成し、労働基準監督署に届出をしている。 ※ 常時 10 人以上の労働者を使用する使用者は、作成及び届出が必要（10 人未満の場合は、対象外に○）	はい・いいえ 対象外
	2	労働者に対して、就業規則等を周知している。	はい・いいえ
	3	労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示している（就業規則の提示、労働条件通知書の交付等）。	はい・いいえ
労働者等に対する労働報酬の支払の状況	4	賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金（法定労働時間を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を含む。）を支払っている。	はい・いいえ
	5	賃金について、全額を毎月 1 回以上、一定の期日を定めて支払っている。	はい・いいえ
労働者等の労働時間の管理の状況	6	労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働、年次有給休暇について、適正な運用及び管理を行っている。	はい・いいえ
	7	時間外及び休日の労働について、適切に 36 協定を締結し、労働基準監督署に届け出ている。	はい・いいえ
	8	法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備し、適正な期間保存している。	はい・いいえ

約定事項の遵守の状況	9	本件の業務に従事する労働者等に労働報酬下限額以上の額の報酬を支払っている。	☒ はい・いいえ
	10	条例別表「5 労働者等に対する周知」に基づき、周知すべき事項について掲示又は書面の交付を行っている。	☒ はい・いいえ
	11	下請事業者との契約において、文京区公契約条例の趣旨を説明し、理解を得ている。 (下請事業者がない場合は、対象外に○)	☒ はい・いいえ 対象外
	12	下請事業者の労働者等に労働報酬下限額以上の額の報酬が支払われるよう、当該事業者に要請等を行っている。 (下請事業者がない場合は、対象外に○)	☒ はい・いいえ 対象外
その他	13	安全管理体制は、適正に整備・運用している。	☒ はい・いいえ
	14	毎年定期的に健康診断を実施している。	☒ はい・いいえ
	15	労働保険及び社会保険の加入手続を適正に行っている。	☒ はい・いいえ
	16	建設業退職金共済に加入し、共済証紙を交付している。	☒ はい・いいえ
	17	当該建設工事における施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲示し、区にも提出している。 (下請事業者がない場合は、対象外に○)	☒ はい・いいえ 対象外
	18	下請事業者との契約において、市場価格と照らし合わせて適正な金額で契約している。 (下請事業者がない場合は、対象外に○)	☒ はい・いいえ 対象外

■ 特記事項（回答が「いいえ」の場合）

確認事項 の番号	「いいえ」と回答した場合の理由・改善予定等

回答に「いいえ」がある場合、その理由、改善予定等を記入してください。

資料3 労働者等の労働条件に関する事項の報告書（業務委託契約等・指定管理協定）

労働者等の労働条件に関する事項の報告書
（業務委託契約等・指定管理協定）

記入例

文京区長 様

契約書と一致させてください。

令和〇年〇月〇日

■ 提出者（受注者）

契約件名又は協定名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託		
所在地	東京都文京区春日〇丁目〇番〇号		
名称	株式会社 〇〇〇〇〇〇〇		
代表者の職・氏名	代表取締役 〇〇 〇〇	契約番号	〇契約第〇〇〇〇〇号
連絡先電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	担当者	〇〇 〇〇

代表者印は不要です。

■ 労働条件に関する事項

項目	No.	確認事項	回答
労働者等に係る雇用契約の締結の状況	1	就業規則を適正に作成し、労働基準監督署に届出をしている。 ※ 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、作成及び届出が必要(10人未満の場合は、対象外に○)	はい・いいえ 対象外
	2	労働者に対して、就業規則等を周知している。	はい・いいえ
	3	労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示している（就業規則の提示、労働条件通知書の交付等）。	はい・いいえ
労働者等に対する労働報酬の支払の状況	4	賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金（法定労働時間を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を含む。）を支払っている。	はい・いいえ
	5	賃金について、全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っている。	はい・いいえ
労働者等の労働時間の管理の状況	6	労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働、年次有給休暇について、適正な運用及び管理を行っている。	はい・いいえ
	7	時間外及び休日の労働について、適切に36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ている。	はい・いいえ
	8	法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備し、適正な期間保存している。	はい・いいえ

約定事項の遵守の状況	9	本件の業務に従事する労働者等に労働報酬下限額以上の額の報酬を支払っている。	はい・いいえ
	10	条例別表「5労働者等に対する周知」に基づき、周知すべき事項について掲示又は書面の交付を行っている。	はい・いいえ
	11	再委託先との契約において、文京区公契約条例の趣旨を説明し、理解を得ている。 (再委託がない場合は、対象外に○)	はい・いいえ 対象外
	12	再委託先の労働者等に労働報酬下限額以上の額の報酬が支払われるよう、当該事業者に要請等を行っている。 (再委託がない場合は、対象外に○)	はい・いいえ 対象外
その他	13	安全管理体制は、適正に整備・運用している。	はい・いいえ
	14	毎年定期的に健康診断を実施している。	はい・いいえ
	15	労働保険及び社会保険の加入手続を適正に行っている。	はい・いいえ
	16	再委託先との契約において、市場価格と照らし合わせて適正な金額で契約している。 (再委託がない場合は、対象外に○)	はい・いいえ 対象外

■ 特記事項（回答が「いいえ」の場合）

確認事項 の番号	「いいえ」と回答した場合の理由・改善予定等

回答に「いいえ」がある場合、
その理由、改善予定等を記入し
てください。

文京区公契約条例に関するお知らせ

契約件名	
履行場所	
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで

上記の業務は、文京区公契約条例に基づき労働報酬下限額以上の報酬を労働者等に支払うことを区と受注者との契約の中で約定しています。

◆ 労働報酬下限額

適用労働者に対して支払われるべき1時間当たりの労働報酬の下限額をいいます。

労働報酬下限額	別表のとおり
---------	--------

◆ 労働報酬下限額が適用される労働者等

受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等）
受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの（いわゆる一人親方）

※ 受注関係者（下請事業者、再委託先等）の労働者等に対しても適用されます。

※ 次に掲げる者は、適用されません。

- ・ 同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人
- ・ ボランティア、会社役員等の労働基準法第9条に規定する労働者ではない者
- ・ 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
- ・ 公契約に係る業務に直接従事しない者（本社等で間接的に従事する事務員、材料の製造に従事する者等）
- ・ 公契約に係る業務に従事した時間が極めて短い者（従事した時間が1か月当たり 30 分未満の者）
- ・ 工事又は製造の請負契約の場合における現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等）

◆ 申出をする場合の申出先

適用労働者等は、労働報酬下限額以上の報酬を受け取っていない場合は、その旨を受注者、受注関係者又は区に申出をすることができます。

申出先		住 所	連絡先
受注者			
受注関係者			
区	文京区総務部契約管財課	〒112-8555 文京区春日1-16-21	03-5803-1338

※ 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った報酬額が労働報酬下限額を下回るときは、受注関係者と連帯して、労働報酬下限額との差額に相当する金額を支払う責任が生じます。

※ 受注者及び受注関係者は、適用労働者等が申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

◆ 令和7年度労働報酬下限額

単位:円(1時間当たり)

No.	職種	労働報酬下限額	No.	職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	3,364	27	普通船員	3,465
2	普通作業員	3,015	28	潜水土	5,614
3	軽作業員	2,082	29	潜水連絡員	4,107
4	造園工	3,049	30	潜水送気員	3,983
5	法面工	3,758	31	山林砂防工	3,612
6	とび工	3,702	32	軌道工	6,458
7	石工	3,690	33	型わく工	3,567
8	ブロック工	3,432	34	大工	3,420
9	電工	3,668	35	左官	3,713
10	鉄筋工	3,668	36	配管工	3,218
11	鉄骨工	3,330	37	はつり工	3,387
12	塗装工	3,882	38	防水工	4,062
13	溶接工	4,163	39	板金工	3,848
14	運転手(特殊)	3,432	40	タイル工	3,049
15	運転手(一般)	2,858	41	サッシ工	3,612
16	潜かん工	4,163	42	屋根ふき工	3,814
17	潜かん世話役	4,984	43	内装工	3,713
18	さく岩工	4,455	44	ガラス工	3,555
19	トンネル特殊工	4,028	45	建具工	3,205
20	トンネル作業員	3,488	46	ダクト工	3,330
21	トンネル世話役	4,557	47	保温工	3,117
22	橋りょう特殊工	3,915	48	建築ブロック工	3,690
23	橋りょう塗装工	3,994	49	設備機械工	3,150
24	橋りょう世話役	4,568	50	交通誘導警備員A	2,273
25	土木一般世話役	3,645	51	交通誘導警備員B	1,980
26	高級船員	4,298			

※ 上記にかかわらず、労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者の労働報酬下限額については、1時間当たり 1,619 円になります。

文京区公契約条例に関するお知らせ

契約件名又は協定名	
履行場所	
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで

上記の業務は、文京区公契約条例に基づき労働報酬下限額以上の報酬を労働者等に支払うことを区と受注者との契約又は協定の中で約定しています。

◆ 労働報酬下限額

適用労働者に対して支払われるべき1時間当たりの労働報酬の下限額をいいます。

1時間当たり	1,295円
--------	--------

◆ 労働報酬下限額が適用される労働者等

受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等）

受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの（いわゆる一人親方）

※ 受注関係者（下請事業者、再委託先等）の労働者等に対しても適用されます。

※ 次に掲げる者は、適用されません。

- ・ 同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人
- ・ ボランティア、会社役員等の労働基準法第9条に規定する労働者ではない者
- ・ 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
- ・ 公契約に係る業務に直接従事しない者（本社等で間接的に従事する事務員、材料の製造に従事する者等）
- ・ 公契約に係る業務に従事した時間が極めて短い者（従事した時間が1か月当たり30分未満の者）
- ・ 工事又は製造の請負契約の場合における現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等）

◆ 申出をする場合の申出先

適用労働者等は、労働報酬下限額以上の報酬を受け取っていない場合は、その旨を受注者、受注関係者又は区に申出をすることができます。

申出先		住 所	連絡先
受注者			
受注関係者			
区	文京区総務部契約管財課	〒112-8555 文京区春日1-16-21	03-5803-1338

※ 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った報酬額が労働報酬下限額を下回るときは、受注関係者と連帯して、労働報酬下限額との差額に相当する金額を支払う責任が生じます。

※ 受注者及び受注関係者は、適用労働者等が申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

資料6 労働報酬に係る申出書

年 月 日

(宛先)

申請者 住所
氏名
電話番号

労働報酬に係る申出書

私に関する労働報酬について、次のとおり申し出ます。

契約件名又は協定名	
申出内容	☐ 労働報酬下限額を下回っている。 ☐ 支払われるべき日において支払われていない。
労働報酬の支払者	
支払日 (又は支払われるべき日)	年 月 日
支払われた労働報酬額	円

※ 労働報酬額は、1時間当たりの金額を記入してください。

資料7 報告要求書

年 月 日

様

文京区長

印

報告要求書

文京区公契約条例第11条第1項の規定により、次のとおり報告を求めます。

契約件名又は 協定名	
申出年月日	年 月 日
報告を求める 事項	
担当者連絡先	所属 氏名 電話番号

資料8 労働報酬に係る申出に対する報告書

年 月 日

文京区長 宛て

報告者 所在地
名 称
代表者

印

労働報酬に係る申出に対する報告書

労働者等からの申出について、次のとおり報告します。

なお、申出者に対しては、報告内容を回答していることを申し添えます。

契約件名又は 協定名	
報告内容	
担当者連絡先	所属 氏名 電話番号

資料9 立入調査通知書

年 月 日

様

文京区長

印

立入調査通知書

文京区公契約条例第11条第1項の規定により、次のとおり立入調査を実施します。

契約件名又は 協定名	
調査事項	
立入調査日時	年 月 日 時
担当者連絡先	所属 氏名 電話番号

資料 10 是正措置を求める通知書

年 月 日

様

文京区長

印

是正措置を求める通知書

文京区公契約条例別表 8 の項の規定により、次のとおり是正措置を講ずるよう求めます。

契約件名又は 協定名	
是正措置を求 める事項	
担当者連絡先	所属 氏名 電話番号

資料 11 是正措置報告書

年 月 日

文京区長 宛て

報告者 所在地
名 称
代表者

印

是正措置報告書

是正措置の求めについて、次のとおり措置を講じましたので報告します。

契約件名又は 協定名	
講じた措置の内容	
措置日	年 月 日
担当者連絡先	所属 氏名 電話番号

資料 12 文京区公契約条例適用特約条項（工事又は製造の請負契約）

受注者は、本協定の履行に当たり、文京区公契約条例（令和 6 年 6 月文京区条例第24号。以下「条例」という。）及び文京区公契約条例施行規則（令和 6 年 7 月文京区規則第36号。以下「規則」という。）を遵守するものとする。

（用語の定義）

第 1 条 この特約条項において使用する用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

（労働関係法令の遵守）

第 2 条 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守しなければならない。

2 受注者は、条例第 2 条第 4 号イに掲げる者と請負契約又は業務委託契約を締結しようとするときは、その条件を前項に掲げる関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならない。

（労働報酬の支払）

第 3 条 受注者及び受注関係者は、労働者等（最低賃金法第 7 条に規定する労働者を除く。次条、第 6 条及び第 7 条において同じ。）に対して、条例第 7 条第 1 項の区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬を支払わなければならない。

（労働報酬に係る受注者の連帯責任）

第 4 条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額を支払わなければならない。

（労働条件等の区への報告）

第 5 条 受注者は、労働者等に係る労働条件に関する事項について規則第11条に定めるところにより、区が指定する日までに、書面により区に対して報告しなければならない。

（労働者等に対する周知）

第 6 条 受注者は、次に掲げる事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。

- (1) 労働報酬下限額
- (2) 労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲
- (3) 第 4 条に規定する労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項
- (4) 条例第10条の規定による申出に関する事項及びその申出先
- (5) 労働者等は、条例第10条の規定による申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いを受けないこと。

(不利益取扱いの禁止)

第7条 受注者は、条例第10条の規定による申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び立入調査)

第8条 受注者は、条例第11条第1項に規定する報告の求め又は立入調査に応じ、協力しなければならない。

(是正措置)

第9条 区は、条例第11条第1項の規定による報告又は立入調査の結果、受注者がこの特約事項に違反していると認めるときは、受注者に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 受注者は、前項に規定する求めを受けたときは、速やかに当該違反を是正する措置その他必要な措置を講じ、その結果について区に報告しなければならない。

(公契約の解除)

第10条 区は、受注者又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは、この公契約の解除をすることができる。

(1) 第8条第1項に規定する報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(2) 前条第1項に規定する求めに応じないとき。

(3) 前条第2項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 区は、前項の規定により公契約の解除をした場合において、受注者又は受注関係者に損害が生じても、その損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第11条 受注者は、区が前条第1項の規定によりこの公契約を解除した場合において、区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第12条 区は、第10条第1項の規定によりこの公契約を解除した場合は、受注者に対し違約金の支払を求めることができる。この場合における違約金の額については、文京区標準契約約款工事請負の第49条第2項の規定を準用する。

2 前項の違約金は、前条の規定による損害賠償の予定又はその一部と解さないものとする。

(受注関係者と締結する契約)

第13条 受注者は、受注関係者と公契約に係る業務について契約を締結するときは、受注関係者においても、受注者が遵守すべき当該特約事項について遵守することとなるよう、約定しなければならない。

資料 13 文京区公契約条例適用特約条項（業務委託契約等）

受注者は、本協定の履行に当たり、文京区公契約条例（令和 6 年 6 月文京区条例第24号。以下「条例」という。）及び文京区公契約条例施行規則（令和 6 年 7 月文京区規則第36号。以下「規則」という。）を遵守するものとする。

（用語の定義）

第 1 条 この特約条項において使用する用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

（労働関係法令の遵守）

第 2 条 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守しなければならない。

2 受注者は、条例第 2 条第 4 号イに掲げる者と請負契約又は業務委託契約を締結しようとするときは、その条件を前項に掲げる関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならない。

（労働報酬の支払）

第 3 条 受注者及び受注関係者は、労働者等（最低賃金法第 7 条に規定する労働者を除く。次条、第 6 条及び第 7 条において同じ。）に対して、条例第 7 条第 1 項の区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬を支払わなければならない。

（労働報酬に係る受注者の連帯責任）

第 4 条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額を支払わなければならない。

（労働条件等の区への報告）

第 5 条 受注者は、労働者等に係る労働条件に関する事項について規則第11条に定めるところにより、区が指定する日までに、書面により区に対して報告しなければならない。

（労働者等に対する周知）

第 6 条 受注者は、次に掲げる事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。

- (1) 労働報酬下限額
- (2) 労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲
- (3) 第 4 条に規定する労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項
- (4) 条例第10条の規定による申出に関する事項及びその申出先
- (5) 労働者等は、条例第10条の規定による申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いを受けないこと。

(不利益取扱いの禁止)

第7条 受注者は、条例第10条の規定による申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び立入調査)

第8条 受注者は、条例第11条第1項に規定する報告の求め又は立入調査に応じ、協力しなければならない。

(是正措置)

第9条 区は、条例第11条第1項の規定による報告又は立入調査の結果、受注者がこの特約事項に違反していると認めるときは、受注者に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 受注者は、前項に規定する求めを受けたときは、速やかに当該違反を是正する措置その他必要な措置を講じ、その結果について区に報告しなければならない。

(公契約の解除)

第10条 区は、受注者又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは、この公契約の解除をすることができる。

(1) 第8条第1項に規定する報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(2) 前条第1項に規定する求めに応じないとき。

(3) 前条第2項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 区は、前項の規定により公契約の解除をした場合において、受注者又は受注関係者に損害が生じても、その損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第11条 受注者は、区が前条第1項の規定によりこの公契約を解除した場合において、区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第12条 区は、第10条第1項の規定によりこの公契約を解除した場合は、受注者に対し違約金の支払を求めることができる。この場合における違約金の額については、文京区標準契約約款委託の第19条第1項の規定を準用する。

2 前項の違約金は、前条の規定による損害賠償の予定又はその一部と解さないものとする。

(受注関係者と締結する契約)

第13条 受注者は、受注関係者と公契約に係る業務について契約を締結するときは、受注関係者においても、受注者が遵守すべき当該特約事項について遵守することとなるよう、約定しなければならない。

資料 14 文京区公契約条例適用特約条項（指定管理協定）

受注者は、本協定の履行に当たり、文京区公契約条例（令和 6 年 6 月文京区条例第24号。以下「条例」という。）及び文京区公契約条例施行規則（令和 6 年 7 月文京区規則第36号。以下「規則」という。）を遵守するものとする。

（用語の定義）

第 1 条 この特約条項において使用する用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

（労働関係法令の遵守）

第 2 条 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守しなければならない。

2 受注者は、条例第 2 条第 4 号イに掲げる者と請負契約又は業務委託契約を締結しようとするときは、その条件を前項に掲げる関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならない。

（労働報酬の支払）

第 3 条 受注者及び受注関係者は、労働者等（最低賃金法第 7 条に規定する労働者を除く。次条、第 6 条及び第 7 条において同じ。）に対して、条例第 7 条第 1 項の区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬を支払わなければならない。

（労働報酬に係る受注者の連帯責任）

第 4 条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額を支払わなければならない。

（労働条件等の区への報告）

第 5 条 受注者は、労働者等に係る労働条件に関する事項について規則第11条に定めるところにより、区が指定する日までに、書面により区に対して報告しなければならない。

（労働者等に対する周知）

第 6 条 受注者は、次に掲げる事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。

- (1) 労働報酬下限額
- (2) 労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲
- (3) 第 4 条に規定する労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項
- (4) 条例第10条の規定による申出に関する事項及びその申出先
- (5) 労働者等は、条例第10条の規定による申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いを受けないこと。

(不利益取扱いの禁止)

第7条 受注者は、条例第10条の規定による申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び立入調査)

第8条 受注者は、条例第11条第1項に規定する報告の求め又は立入調査に応じ、協力しなければならない。

(是正措置)

第9条 区は、条例第11条第1項の規定による報告又は立入調査の結果、受注者がこの特約条項に違反していると認めるときは、受注者に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 受注者は、前項に規定する求めを受けたときは、速やかに当該違反を是正する措置その他必要な措置を講じ、その結果について区に報告しなければならない。

(指定の取消し)

第10条 区は、受注者又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 第8条第1項に規定する報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(2) 前条第1項に規定する求めに応じないとき。

(3) 前条第2項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 区は、前項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、受注者又は受注関係者に損害が生じても、その損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第11条 受注者は、区が前条第1項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第12条 区は、第10条第1項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、受注者に対し違約金の支払を求めることができる。この場合における違約金の額については、本協定第〇〇条第〇項の規定を準用する。

2 前項の違約金は、前条の規定による損害賠償の予定又はその一部と解さないものとする。

(受注関係者と締結する契約)

第13条 受注者は、受注関係者と公契約に係る業務について契約を締結するときは、受注関係者においても、受注者が遵守すべき当該特約事項について遵守することとなるよう、約定しなければならない。

資料 15 文京区公契約条例

(目的)

第一条 この条例は、文京区（以下「区」という。）における公契約に関し、基本方針を定め、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、公契約の締結において必要な事項を定めることにより、公契約に係る入札、契約等の適正化及び労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行並びに公共工事及び公共サービスの品質の確保を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公契約 区が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
- 二 受注者 区と公契約を締結する者をいう。
- 三 受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）に基づき、受注者又はアに掲げる者へ公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者
- 四 労働者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）
 - イ 受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの
- 五 労働報酬 公契約に係る業務についての労働の報酬であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 前号アに掲げる者がその雇用する受注者又は受注関係者から得る賃金
 - イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入

(基本方針)

第三条 区における公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

- 一 公契約において適正な履行及び良好な品質を確保すること。
- 二 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- 三 談合その他の不正行為を排除すること。
- 四 労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に配慮すること。
- 五 区の区域内の事業者の受注機会の確保を図り、地域経済の活性化に資するよう努める

こと。

(区の責務)

第四条 区は、公契約の適正化を図りつつ、持続可能な地域経済の実現に資するよう努め、前条に規定する基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(受注者の責務)

第五条 受注者は、公契約を締結した者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

(適用範囲)

第六条 次条から第十二条までの規定は、公契約のうち次に掲げるものについて適用する。

一 工事又は製造の請負契約で、その予定価格が一億円以上のもの

二 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、その予定価格が千万円以上のものであって、規則で定めるもの

三 指定管理協定

2 前項の規定は、公契約の受注者が国、地方公共団体その他区長が認める者である場合については、適用しない。

(労働者等の労働報酬)

第七条 区は、公契約において、その受注者及び受注関係者が労働者等（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第七条に規定する労働者を除く。第十一条第一項並びに別表1の項、2の項及び4の項を除き、以下同じ。）に対し区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬（前条第一項第二号及び第三号に掲げる公契約に係る労働報酬にあつては、同法第四条第三項各号に掲げる賃金を除く。以下同じ。）を支払わなければならないことを約定するものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の額を時間についての金額に換算する方法は、規則で定める。

(労働報酬下限額の決定等)

第八条 労働報酬下限額は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項その他の事情を勘案して定めるものとする。

一 第六条第一項第一号に掲げる公契約に係る労働者等 農林水産省及び国土交通省が定める公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

二 第六条第一項第二号及び第三号に掲げる公契約に係る労働者等 最低賃金法第九条第一項に規定する地域別最低賃金その他公的機関が定める基準

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、第十三条第一項に規定する文京区公契約審議会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(公契約において約定する事項)

第九条 区は、公契約の締結に当たり、第七条第一項に規定する事項のほか、別表に定める事項を約定するものとする。

(労働者等の申出)

第十条 労働者等（労働者等であった者を含む。この条及び次条並びに別表6の項において同じ。）は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われないとき又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、区、受注者又は受注関係者（当該労働者等を雇用し、又は当該労働者等と第二条第四号イの契約を締結した受注関係者に限る。）に対し、その事実を申し出ることができる。

(報告及び立入調査)

第十一条 区長は、区に対し前条の規定による申出があったとき又は第七条第一項及び第九条の規定により約定した事項（以下「約定事項」という。）の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者若しくは受注関係者に対し必要な報告を求め、又は区職員をして当該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等に係る労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入等を行う区職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定により立入等を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第十二条 区が別表10の項に定める事由による公契約の解除等（地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令を含む。以下同じ。）をしたとき（当該公契約に係る契約期間の終了後又は指定管理協定により指定管理者に管理を行わせる期間の満了後に約定事項の違反が判明した場合を含む。）は、区長は、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る受注者又は受注関係者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(文京区公契約審議会の設置)

第十三条 区長の附属機関として、文京区公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員をもって組織する。

- 一 事業者団体関係者 二人以内
- 二 労働者団体関係者 二人以内
- 三 学識経験者 二人以内

4 審議会の委員（以下「委員」という。）の任期は二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第八条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第六条から第十二条までの規定は、この条例の施行の日前に文京区プロポーザル方式実施要綱（二十三文総契第十二号）に基づき選定を行う公契約（同日前に公募する指定管理者に係る指定管理協定を含む。）については、適用しない。

別表（第九条関係）

1 労働関係法令の遵守	受注者は、第二条第四号アに掲げる者に係る労働条件に関して、関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
2 労働者等との契約条件	受注者は、第二条第四号イに掲げる者と請負契約又は業務委託契約を締結しようとするときは、その条件を1の項の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。
3 労働報酬に係る受注者の連帯責任	受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額を支払わなければならないこと。
4 労働条件等の区への報告	受注者は、規則で定めるところにより、労働者等に係る労働条件に関する事項を区に報告しなければならないこと。
5 労働者等に対する周知	受注者は、労働報酬下限額その他の規則で定める事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付しなければならないこと。
6 不利益な取扱いの禁止	受注者は、第十条の規定による申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならないこと。
7 報告の求め及び立入調査への対応	受注者は、第十一条第一項に規定する報告の求め及び立入調査に応じ、協力しなければならないこと。
8 約定事項の違反の是正の求め	区は、受注者が約定事項に違反していると認めるときは、当該受注者に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求めることができること。
9 約定事項の違反の是正等及び報告	受注者は、8の項に規定する求めを受けたときは、速やかに当該違反を是正する措置その他必要な措置を講じ、その結果について区に報告しなければならないこと。
10 公契約の解除等	区は、受注者又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは、当該公契約の解除等を行うことができるものとし、当該解除等により受注者又は受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。 (1) 第十一条第一項に規定する報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

	(2) 8の項に規定する求めに応じないとき。 (3) 9の項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
11 損害賠償	受注者は、区が10の項に定める事由による公契約の解除等をした場合において、当該公契約の解除等により区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
12 公契約の解除等に係る違約金	区は、10の項に定める事由による公契約の解除等をしたときは、受注者に対し違約金の支払を求めることができること。
13 受注者と受注関係者との契約	受注者は、受注関係者と公契約に係る業務について契約を締結するときは、受注関係者においても、当該受注者が遵守すべき約定事項について遵守することとなるよう、約定しなければならないこと。

資料 16 文京区公契約条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、文京区公契約条例（令和六年六月文京区条例第二十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(適用範囲)

第三条 条例第六条第一項第二号に規定する規則で定める公契約は、次に掲げるものとする。

- 一 清掃業務に係る契約
- 二 警備業務（機械警備業務を除く。）に係る契約
- 三 庁舎その他の施設の総合的な管理業務に係る契約
- 四 庁舎その他の施設の設備又は機器の運転、管理又は保守点検の業務に係る契約
- 五 庁舎その他の施設における電話交換、受付及び案内の業務に係る契約
- 六 給食調理業務に係る契約
- 七 育成室又は放課後全児童向け事業の運営業務に係る契約
- 八 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた契約

(時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制における労働報酬の換算方法)

第四条 条例第七条第三項に規定する規則で定める方法については、最低賃金法施行規則（昭和三十四年労働省令第十六号）第二条の規定を準用する。

(身分証明書)

第五条 条例第十一条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）とする。

(公表)

第六条 条例第十二条第一項の規定により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 公契約の件名及び締結の日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定の日）
- 二 受注者又は受注関係者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 公契約の解除等をした日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた日）及びその理由
- 四 公契約に係る契約期間の終了後又は指定管理協定により指定管理者に管理を行わせる期間の満了後に約定事項の違反が判明した場合にあっては、当該違反の内容
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事項

(審議会の会長)

第七条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び会議)

第八条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び前条第三項の規定により会長の職務を代理する者が定められていないときは、区長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席し、かつ、条例第十三条第三項各号に掲げる者がそれぞれ一人以上出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が特に必要があると認めたときは、公開しないことができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の議事に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委員以外の者の出席等)

第九条 審議会は、調査審議のため必要があると認めたときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第十条 審議会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

(労働条件等の区への報告)

第十一条 条例別表4の項に規定する報告は、次に掲げる事項について、区長が指定する日までに、書面において行うものとする。

- 一 労働者等に係る雇用契約の締結の状況
- 二 労働者等に対する労働報酬の支払の状況
- 三 労働者等の労働時間の管理の状況
- 四 約定事項の遵守の状況

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事項

2 受注者は、前項の規定により報告した事項に変更が生じたときは、速やかに区に報告しなければならないものとする。

(労働者等に対する周知)

第十二条 条例別表5の項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 労働報酬下限額
- 二 労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲
- 三 条例別表3の項に規定する労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項
- 四 条例第十条の規定による申出に関する事項及びその申出先
- 五 労働者等は、条例第十条の規定による申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いを受けないこと。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第七条から第十条までの規定は、公布の日から施行する。

別記様式（第五条関係）

（表）

				第	号
身 分 証 明 書					
				所 属 職 名 氏 名	
上記の者は、文京区公契約条例第 11 条第 1 項の規定による立入等を行う権限を有する者であることを証明する。					
発行年月日	年	月	日		
有効期限	年	月	日		
文京区長				印	

（裏）

文京区公契約条例（抜粋）
（報告及び立入調査）
第十一条 区長は、区に対し前条の規定による申出があったとき又は第七条第一項及び第九条の規定により約定した事項（以下「約定事項」という。）の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者若しくは受注関係者に対し必要な報告を求め、又は区職員をして当該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等に係る労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入等を行う区職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第一項の規定により立入等を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

文京区公契約条例に関する問合せ先

文京区総務部契約管財課契約制度担当

電話番号：03-5803-1338

FAX番号：03-5803-1336